

令和元年6月5日開催

箕輪町農業委員会第16回総会

会 議 録

1. 開催日時 令和元年6月5日(水) 午後3時から午後4時

2. 開催場所 役場講堂

3. 出席委員(22人)

会長		柴	恒年
会長代理	議席1番	向山	勝一
委員	2番	向山	壽美治
	3番	北條	眞一
	4番	代田	三男
	5番	井口	雅文
	6番	日野	正章
	7番	大槻	博文
	8番	藤田	久一
	9番	根橋	英夫
	10番	原	美鈴
	11番	関	幹子
	12番	鈴木	健二
	13番	原	義久
	15番	小林	正俊
	16番	唐澤	太美男
	17番	春日	初
	18番	藤森	英雄
	19番	櫻井	克成
	20番	白鳥	善文
	21番	藤澤	昭二
	22番	金澤	博

4 農業委員会事務局職員

事務局長	三井	清一
事務局次長	丸山	敦
事務局書記	濱	麻利子

5. 議事日程

- 日程第1 議事録署名議員の指名について
日程第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
日程第3 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
日程第4 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
日程第5 議案第4号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（農地中間管理事業分）について
日程第6 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について
日程第7 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について
日程第8 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

局 長

開会前の挨拶を交わしたいと思います。

ご起立をお願いします。ご苦労さまでございます。

農業委員会憲章のご唱和をお願いします。

（農業委員会憲章の唱和）

ご着席ください。携帯電話につきましては、マナーモード等にさせていただきようお願い申し上げます。冒頭、会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長

ご苦労様です。田植え等も終わってほっとしている時期。4月の凍霜害において箕輪町でも被害がでて、被害にあわれた方に対しお見舞い申し上げますとともに、今後県、町からいろいろな支援が示されると思うが、農業委員会としても対応すべきことがあればしていきたい。今週末から来週の初めで梅雨の時期、また、6月中旬は転作確認作業がある。協力をお願いします。

局 長

4月末、5月8日の2回、遅霜の被害が発生している。町の被害については、最終的に75,832,000円となっている。

それでは、これ以降につきましては、会長が議長となり進行をいたします。それでは、お願いいたします。

議 長

ただいまから第16回総会を開会いたします。ただ今の出席委員は22人であり、箕輪町農業委員会会議規則第6条による定数に達していますので、本日の総会は成立いたします。

5月の経過報告について申し上げます。

5月第15回総会を5月7日（火）に行い、農地法第3条4件については、総会后8

日付けで許可書を交付しました。農地法4条の転用審議案件2件と農地法5条の転用審議案件4件については、総会后9日付けで許可書を交付しました。[]第5条転用許可の取り下げについて本日役員会前段に[]社長来庁し説明をいただいた。農業委員会として、近隣の承諾は求めているが、説明は調整してほしい。今後申請の段階では、しっかり精査して行ってほしい点指示をしました。また、[]の北の農地の件で、看板が設置されている箇所について、本来農地転用申請は、事業実施の段階で行い、事業がいまだに行われていない点について確認を行いました。この点については、[]計画であったが、事業が[]ことで、現在も募集をしているとの説明でした。今回の件は、役員に一任を前回の総会の折受けていたので、取り下げということでサンチョへ伝えました。5月8日2019年度長野県農業委員会女性協議会総会及び研修会が行われ、女性農業委員2名参加いただいております。5月10日地区委員長会が行われました。5月15日農地相談が行われました。5月16日箕輪町営農支援センター幹事会が行われました。5月27日全国農業委員会会長会並びに長野県選出議員への要請及び懇談会に参加してまいりました。当日は、トランプ大統領が、来たため高速が渋滞しており時間ぎりぎりでの対応となり、駆け足で行ってきました。5月29日箕輪町営農支援センター運営委員会・箕輪町農業再生協議会総会が行われました。5月30日長野県農業会議市町村会長・局長会が行われました。6月4日上伊那農業委員会協議会市町村会長会が行われました。本日午前中6月転用案件現地確認を行いました。本日、明日と韓国より視察団が上伊那に来ております。内容は、農業名人についてで、当町へも柴壽さんのところへ本日来ております。また、本日総会に先立ち役員会を開催しました。以上で5月の報告を終わります。ここで、大槻委員より発言がもとめられておりますので発言を許可します。

大槻委員

先日は、お見舞いありがとうございました。腰の手術を行い、先日退院しました。腰痛があり、接骨院等へ行っておりましたが解消しなかったため、手術を選択しましたが、本当に良かったと思います。

議長

それでは、これより審議に入ります。

日程第1「会議録署名委員の指名」を行います。

5番井口雅文委員・6番日野正章委員の両委員を指名いたします。日程第2 農地法第3条第1項の規定による許可申請について議題とします。

事務局より説明を求めます。

事務局

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 説明をいたします。

1つ目の案件です。売買による所有権移転の申請でございます。

土地の表示は、XXXXXXXXXX m²

譲渡人はXXXXXXのXXXXXXさん。今回譲受人のXXXXXXさんが、自宅近くで、ぶどう畑を計画しており、今回申請地付近の所有者に話をしていたところ、2番案件とともに売買していただけることとなったため取得するもの。農地取得後の耕作面積は62.16aで地域の下限面積30aを満たしております。

売買金額は、XXXXXX円です。

位置図は、1ページになります。

2つ目の案件です。売買による所有権移転の申請でございます。

土地の所在は、XXXXXXXXXX m²

譲渡人は、XXXXXXのXXXXXXさん。今回譲受人のXXXXXXさんが、自宅近くで、ぶどう畑を計画しており、今回申請地付近の所有者に話をしていたところ、1番案件とともに売買していただけることとなったため取得するもの。農地取得後の耕作面積は62.16aで地域の下限面積30aを満たしております。

売買金額は、XXXXXX円です。

位置図は、3ページになります。

3つ目の案件です。売買による所有権移転の申請でございます。

土地の所在は、XXXXXXXXXX m²

今回の案件は、5条6番案件と同時取得となります。

譲渡人は、XXXXXXのXXXXXXさん。XXXXXXさんは、高齢のため農地縮小を考えていた。譲受人であるXXXXXXのXXXXXXさん、XXXXXXさんは、申請地が自宅に近く、また、今回娘夫婦が隣接地に住宅を計画しており、管理しやすいため取得を希望。農地取得後の耕作面積は35.7aで地域の下限面積30aを満たしております。

位置図は、5ページになります。

4つ目の案件です。売買による所有権移転の申請でございます。

土地の所在は、XXXXXXXXXX m²

譲渡人は遠方のため管理ができないため住宅地とあわせて売買を計画。譲受人のXXXXXXさんは、住宅地の景観が気に入り取得を希望、今回宅地取得と合わせて取得することとした。農地取得後の耕作面積は67.5aで地域の下限面積5aを満たしております。

位置図は、8ページになります。

議案第1号についての説明は以上になります。ご審議をお願いいたします。

農地区分は、用途地域内の第1種住居専用区域内の農地、第3種農地にあたり、位置的代替性がないと判断します。

申請人所有の[]の宅地に所在している住宅が老朽化により建て替える必要があるが、当該地は、公道に面しておらず建築が困難であるため、通路として整備し、建て替えを計画。

位置図は農地転用申請位置図の1ページになります。

議案第2号についての説明は以上になります。ご審議をお願いします。

議 長

ただいま事務局から説明がありました。地区の農業委員から報告をお願いします。1番の案件について、原義久委員。

原委員

5/14 []調査士さんが来て説明。住宅を建て替えを計画したところ、現状公道に4m接していないと建築確認ができないことから、申請地を通路に転用し、住宅を建て替えを計画しているとの話。

議 長

ただいま事務局並びに地区の委員から説明がございました。この件につきまして、質問等ございましたら、発言をお願いいたします。
(「なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認めます。採決をいたします。
原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
(全員「異議なし」)

議 長

異議なしと認めます。よって第2号議案については原案のとおり認めることに決定しました。

日程第4議案第3号について議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局

議案第3号 農地法第5条の許可申請について説明をいたします。

1つ目の案件です。売買による所有権移転に伴う住宅用地の申請です。
土地の所在は、[]m²になります。
売買価格は、[]です。

申請人の松村さんは、現在借家住まいであるが、手狭となったため住宅の建設を計画。譲渡人は、相続で受けた農地であるが、近年住宅地化が進む地域であり、農業がしづらい状況と、自身も農業を営む予定がないため売買することとした。

農地区分は、市街化近接区域内で概ね 10ha 未満の農地、第 2 種農地に該当。集落に接続して計画されており、位置的代替性もないため、転用もやむを得ないと事務局も判断しております。

位置図は、5 ページになります。

2 つ目の案件です。売買による所有権移転の申請です。

土地の所在は、XXXXXXXXXX m²

資材置き場に伴う申請です。売買金額は、XXXXXXXXXX 円です。

申請人は、不動産業の一環として、工場敷地や庭園等の管理事業や造園事業を行っているが、資材置き場は造成の際に使用する土置場、植栽は移植のための一時保管場所、石の移設のための一時保管場所のために使用。現状農地の一部や、近隣所有者より苦情が寄せられていたりしており、点在している資材置き場を集約して効率をあげたいため計画。農地区分は概ね 10ha 未満の農地、第 2 種農地に該当。

位置的代替性がないため転用もやむを得ないと事務局としては判断しております。

位置図は、9 ページになります。

3 つ目の案件です。使用貸借による申請です。

土地の所在は、XXXXXXXXXX m²

住宅用地での申請です。

申請人は現在夫婦でXXXXXXXXXX のアパートで暮らしているが、8 月に第 1 子が生まれる予定であり、現在のアパートでは、狭く不便であり、又子育てに不安があるため、申請地に住宅を建て両親の力を借りながら子育てをしたいとがん替え、親に話をしたところ、申請地を使用貸借し住宅を建設する計画に賛同いただいたため申請。農地区分は、相当数の街区を形成している区域。第 2 種農地に該当。不許可の例外として、集落に接続して計画されており、位置的代替性もないため転用もやむを得ないと判断します。

位置図は、12 ページになります。

4 つ目の案件です。贈与による所有権移転の申請です。

土地の所在は、XXXXXXXXXX m²です。

住宅用地による申請です。

譲受人は、現在アパート暮らしであるが、手狭であるため住宅建設を計画。譲渡人は、申請者の妻の父親であり、娘の計画に賛同する形で贈与することを決めた。

農地区分は、概ね 10ha 未満の農地、第 2 種農地に該当。不許可の例外として集落に接続して計画されており、位置的代替性もないため転用もやむを得ないと判断しております。

位置図は 16 ページになります。

5つ目の案件です。使用貸借による申請です。

土地の所在は、XXXXXXXXXX m²

住宅用地での申請です。

申請人は現在夫婦でXXXXXXのアパートで暮らしているが、狭く不便であり、又子育てに不安があるため、住宅建設を計画。できれば両親の近くで新築したいと、両親に相談したところ、申請地を使用貸借し住宅を建設する計画に賛同いただいたため申請。農地区分は、用途地域内で、第1種住居地域の第3種農地に該当。位置的代替性もないため転用もやむを得ないと判断します。

位置図は、20 ページになります。

6つ目の案件です。売買による所有権移転の申請です。

土地の所在は、XXXXXXXXXX m²

住宅用地での申請です。

申請人は転勤族で、現在奥さん、子供2人の4人で、XXXXXXのアパート暮らし。上のお子さんが、小学校高学年になる前に家族を定住させたいと考えておりました。今回、奥さんの実家が福与であり、将来的に両親の世話をするのに奥さんの実家近くで候補地を検討していたところ、譲渡人は、農業後継者がおらず、また、若者がXXXXXXに定住することに協力したいと譲渡することに同意。今回農振除外申請手続きが完了したことに伴い申請するもの。農地区分は、概ね10ha以上の一段の農地、第1種農地に該当。不許可の例外として、集落に接続して計画されており、位置的代替性もないため転用もやむを得ないと判断します。

位置図は、24 ページになります。

7つ目の案件です。使用貸借による申請です。

土地の所在は、XXXXXXXXXX m²

住宅用地での申請です。

事業計画者のXXXXXXさんは、土地所有者の娘婿さんです。現在、XXXXXXにお住まいですが、今年から勤務先が茅野市に変わり、奥さんの勤務先である宮田村との中間に位置する箕輪町で子育て環境のよい土地を探していたところ、奥さんの実家が土地の提供を受けられることから、申請されました。土地の選定にあたっては、奥さんの実家から車で10分程度の区域内で生活の利便性を考え幹線道路沿いを探したが、分譲していた宅地は、家庭菜園が確保できない点、価格面から断念、土地所有者の大槻さんは、農業経営の縮小を考えていたところ、娘さんの夫婦が住宅用地を探している話を聞き自己所有地を活用してもらえたら提供しようと思ったとの話です。今回農振除外手続きが完了したことに伴い申請。

農地区分は、概ね10ha以上の一団の農地を形成した良好な営農条件を備えている第1種農地に該当。不許可の例外として、集落に接続して計画されており、位置的

代替性もないため転用もやむを得ないと判断します。
位置図は、28 ページになります。

全部の案件で事業を実施するために必要な資力信用を判断する金融機関の残高証明や融資証明等、関係する土地改良区からの意見書が添付されています。

議案第 3 号農地法第 5 条の規定による許可申請につきましての説明は以上であります。ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 ただいま事務局から説明がありました。地区の農業委員から報告をお願いします。
1 番案件について藤澤昭二委員。

藤澤委員 5/17 不動産屋より説明。近隣が宅地造成が進んでいる農地であり、問題ないと判断しております。

議 長 2 番目の案件について、原義久委員。

原委員 5/16 ■■■■■さんが来て説明。草等きちんと管理をしていただくことをお願いし了承しております。

議 長 3 番の案件について、向山壽美治委員。

向山委員 5/16 ■■■■■調査士より説明。■■■■■の土地であり、集落に接続して計画されてるので問題ないと判断している。

議 長 4 番の案件について、日野正章委員。

日野委員 5/18 ■■■■さんより説明。申請地の東側も住宅地となっており、問題ないと判断している。

議 長 5 番の案件について、原美鈴委員。

原委員 5/18 申請者と、その父親が来て説明。現場も確認しましたが、問題ないと判断している。

議 長 6 番の案件について、井口雅文委員。

井口委員 3 条の案件と同。

議 長 7 番の案件について、代田三男委員。

代田委員 5/13 申請者が来て説明。農振除外をした場所であり、現場も確認しましたが、問題ないと判断している。

議 長 ただいま事務局並びに地区の委員から説明がございました。この件につきまして、質問等ございましたら、発言をお願いいたします。
(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。採決をいたします。
原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
(全員「異議なし」)

議 長 異議なしと認めます。よって第 2 号議案については原案のとおり認めることに決定しました。
日程第 5 議案第 4 号について議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の農地中間管理事業分について説明いたします。
こちらは、県の農業開発公社（中間管理機構）が間に入る形での利用権の設定を行った農地の状況となります。
1 ページは、総括表となります。
畑 11,765 m² であります。
2 ページは、貸し手の状況となります。
利用権の設定期間は、令和元年 6 月 6 日から令和 11 年 12 月 31 日までの 10 年間となります。
3 ページ以降は、借り手の状況となります。
3 ページは、■■■■の■■■■さんで、「畑」 1 筆 458 m² となります。
■■■■さんは、りんご農家です。
4 ページは、■■■■の■■■■さんで、「畑」 9 筆 7,005 m² となります。
■■■■さんは酪農家です。

5 ページは、 の さんで、「畑」 3筆 4,302 m² となります。

 さんは、酪農家です。

議案第 4 号 農地中間管理事業分についての説明は以上となります。ご審議願います。

議 長

ただいま事務局から説明が終わりました。質疑等ございませんか。

(質問・意見なし)

質疑を終結いたします。それでは、採決に入ります。

議案第 4 号について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第 4 号は原案のとおり認めることに決定いたしました。

日程第 6 議案第 5 号について を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第 5 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画についてそれぞれ説明いたします。

1 ページは、総括表となります。

田 22,269 m²、畑 10,901 m² 計 33,170 m²

2 ページ以降は、それぞれの年数毎の一覧となります。

2 ページは、1 年新規 4 筆 田 1,750 m²

3 ページは、1 年継続 2 筆 田 1,970 m²

4 ページは、3 年新規 1 筆 畑 476 m²

5 ページは、3 年継続 2 筆 田 1,896 m²

6 ページは、5 年新規 7 筆 田 3,316 m² 3 筆 畑 3,028 m²

合計 6,344 m²

7 ページは、5 年継続 9 筆 田 10,384 m² 3 筆 畑 6,234 m²

合計 16,618 m²

8 ページは、7 年新規 3 筆 田 2,953 m²

9 ページは、10 年新規 1 筆 畑 1,163 m²

となります。

議案第 5 号 農用地利用集積計画についての説明は以上となります。ご審議願います。

議 長

ただいま事務局から説明が終わりました。質疑等ございませんか。

(質問・意見なし)

質疑を終結いたします。それでは、採決に入ります。

議案第5号について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第5号は原案のとおり認めることに決定いたしました。

続きまして、日程第7 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について説明をいたします。使用貸借・賃貸借について、双方の合意により解約の届出をしたもの 平成31年4月から令和元年5月までの内訳になります。7件 解約の届出がありました。

次期耕作者が決まっている方が、4件。自作が3件となっております。2番3番案件は、今回の3条転用申請案件の1番、2番の案件となります。

報告第1号についての説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

議長

報告第1号について事務局より説明がありました。

これに関しまして、発言のある方は挙手をお願いします。

発言が無いようですので、報告第1号は聞き留めて参ります。

続きまして、日程第8 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

報告第2号につきまして、ご説明いたします。

本日お配りをいたしました農地法第3条の3第1項の規定による届出についてご覧いただきます。

相続により農地を取得しました届出の平成31年4月から令和元年5月の受付分になります。全部で14件ございました。町内お住まいの方が主となりますが、県外の方1件、伊那市の方が、2件で、複数筆ある状況でありますので、地元の農業委員さんも注意して見ていただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

報告第2号に付きましての説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

議長

報告第2号について事務局より説明がありました。

これに関しまして、発言のある方は挙手をお願いします。

発言が無いようですので、報告第2号は聞き留めて参ります。

複数相続により取得されておりますので、地元の農業委員さんは、注視していた

だきたいと思います。

議 長

以上で本日の審議はすべて終了いたしますが、皆さんから本会議にかけたい案件がございましたら、お出しいただきたいと思います。

(「なし」の声あり)

特にないようですので、これで本日の会議を閉じます。

大変お疲れ様でした。

会長は本会議の正確を期するため会議録署名委員と共に署名する。

会 長

5 番

6 番
